

6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(秘密保持義務)

第三条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 再調査委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は当事者若しくは関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 再調査委員会の庶務は、県民生活部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 学級の編制に関する基準(第五条)

第三章 職員に関する基準(第六条)

第四章 設備に関する基準（第七条―第九条）

第五章 運営に関する基準（第十条―第十二条）

第六章 設備及び運営に関するその他の基準（第十三条―第二十九条）

第七章 雑則（第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基準の目的）

第三条 この条例で定める基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第四条 知事は、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第二章 学級の編制に関する基準

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第三章 職員に関する基準

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十七条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

第四章 設備に関する基準

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

- 二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積	積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積	
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積	

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ相互に兼ねることができ

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下つてはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十七条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことがで

きる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項各号に掲げるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第五章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保

育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、幼保連携型認定こども園は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

第六章 設備及び運営に関するその他の基準

(履修困難な教科についての配慮)

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及びび体育をいう。）は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(基準と幼保連携型認定こども園)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、この条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超える幼保連携型認定こども園においては、当該基準を理由として、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、法第二十七条において準用する学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十七条の計画（以下「安全計画」という。）及び同法第二十九条第

一項に規定する危険等発生時対処要領（以下「危険等発生時対処要領」という。）において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽さんに励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第十八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）

第十九条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

（園児を平等に取り扱う原則）

第二十条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第二十二条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなら